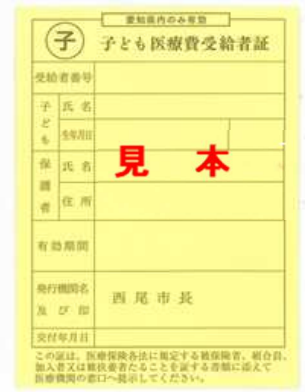


令和8年4月1日から

子ども医療費受給者証の 対象が高校生世代まで 拡大されました！



令和8年4月1日から通院医療費の助成対象を高校生世代まで拡大します。
医療機関等を受診するときは、「子ども医療費受給者証」(クリーム色)を必ず
提示してください。

医療費の自己負担分が無償になります(ただし、保険診療分のみ)。

令和8年3月診療分まで

	0歳～中学生 (15歳の年度末)	高校生世代 (18歳の年度末)
入院	○ 受給者証あり	○ 受給者証なし
通院	○ 受給者証あり	×



令和8年4月診療分から

	0歳～高校生世代 (18歳の年度末)
入院 ・ 通院	○ 受給者証あり

※○印…医療費(保険診療分)の自己負担分が愛知県内の医療機関等の窓口で無償になります。
※令和8年4月から高校2・3年生世代になる方で交付申請がお済みの方には、令和8年3月中旬
に子ども医療費受給者証を送付しました。

令和7年度に中学3年生の方には申請不要で、新しい有効期間の受給者証を送付しました。
※まだ受給者証をお持ちでない方は交付申請が必要です。

市役所保険年金課または支所で申請してください。受付時間は9時～16時です。
※○愛知県以外の医療機関では「子ども医療費受給者証」は使えません。いったん医療費を支払い、
保険年金課医療担当や支所で医療費の払い戻しの申請をすると指定の口座に振り込みます。

問い合わせ先

西尾市役所 健康福祉部保険年金課 福祉医療担当
(市役所1階2番窓口)

TEL: 0563-65-2106

※※ 開庁時間: 9時～16時 ※※

